

留学スクエア ご利用規約(約款)

第1条 適用範囲

1. 留学スクエアは、トランスリエゾン株式会社(広島県廿日市市三丁目6番17号)が運営する留学斡旋・留学サポートを手がける留学エージェントです。
2. トランスリエゾン株式会社(以下、「当社」といいます)がおお客様との間で締結する留学プログラムに関する契約(以下「留学プログラム契約」といいます)は、この約款(以下「本約款」といいます)の定めるところによります。本約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
3. 申込者は、本約款を承諾の上、当社が提供する留学プログラムに含まれる各種サービスを申し込むものとし、本約款から該当する条項が適用されます。

第2条 用語の定義

1.「留学プログラム」

本約款において「留学プログラム」とは、当社及び特定の教育機関またはその他当社提携先手配業者が留学、語学研修、体験プログラム、ホームステイ、大学講義・研究、専門研修、ワーキングホリデー等により海外生活をする人々のために企画・運営するサポートサービスプログラムの総称であり、旅行商品とは異なります。なお、ご利用頂ける留学プログラムの内容は、単一の教育機関または手配業者が提供するサービスを指します。お客様の都合による教育機関及び手配業者の変更に伴い留学プログラムは別の留学プログラムとして扱います。

2.「申込日」

本約款において「申込日」とは、「留学プログラムお申込み用紙」に記入さ

れた日付、ウェブ申し込みの場合は「留学プログラムお申込みフォーム」を送信された日付を指します。

3.「契約成立日」

本約款において「契約成立日」とは、お客様が当社に対し留学プログラムお申込みフォーム(または用紙)を提出し、それを当社が確認した日とします。但し、ご出発30日前以降のお申込みで第7条3項に規定する緊急手配料が必要な場合には、お客様が当社に対し留学プログラム参加申込フォーム(または用紙)を提出し緊急手配料の支払いを行った上で、それを当社が確認した日とします。尚、第7条1項で規定する留学サポート有料留学プログラムの「契約成立日」については、お客様が留学プログラムお申込みフォーム(または用紙)を提出し、第7条2項で定める申込金の支払いを行ったうえで、それを当社が確認した日となります。いずれの場合においても第4条に規定する事由に該当する場合はこの限りではありません。

4.「教育機関」

本約款において「教育機関」とは、留学先の現地における各種学校、宿泊滞在先、インターンシップ先、ボランティア、ホームステイ等留学プログラムに係る機関・施設等を指します。また教育機関とは、その特有の住所に立地している単一の機関とし、たとえ同じグループであっても校舎の住所が異なる場合は、異なる教育機関とみなします。(ただし、同一校舎名の下で、複数の建物を使用している場合はこの限りではありません)

5.「出願」

本約款において「出願」とは、教育機関の申込書を完成させ、その教育機関の申込書を当社から教育機関へ提出する行為を指します。

6.「キャンセル料」

本約款において「キャンセル料」とは、本約款所定の当社に係る変更・解約手数料とは別に教育機関が独自に規定したプログラムの変更または解約に伴い発生する手数料を指します。キャンセル料発生の解釈につい

ては、教育機関の解釈に従うものとします。

第3条 契約の申込と成立

1. 留学プログラム契約の申込とは、お客様が当社に対し留学プログラムお申込みフォーム(または用紙)を提出したことを指します。
2. お客様は、本約款並びに教育機関の約款に同意の上、当社所定の留学プログラムお申込みフォーム(または用紙)に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。
3. 留学プログラム契約の成立とは、お客様が当社に対し留学プログラムお申込みフォーム(または用紙)を提出したうえで、それを当社が確認した時とします。但し、第7条1項で規定する留学サポート有料留学プログラム契約の成立は、お客様が当社に対し留学プログラムお申込みフォーム(または用紙)を提出し、第7条2項で規定する申込金を支払ったうえで、それを当社が確認した時とします。尚、いずれの場合においても第4条に規定する事由に該当する場合はこの限りではありません。

第4条 拒否事由

1. 当社は、お客様において下記事由に該当する事があった場合、お申込をお断りする場合があります。
 - 1) お客様が未成年である等の理由により、留学プログラム契約のお申込について法定代理人(保護者など)の同意が必要な場合に、その同意が無い場合。
 - 2) 当社が要求する保証人がいない場合。
 - 3) 留学又はインターンシップ等の現地における活動実施の可能性が低いことが明らかな場合。
 - 4) 現地の治安状況、天災地変、戦争、テロ、運輸機関等の争議行為、国際機関・官公庁または公的機関の命令または勧告、感染症の蔓延、

その他やむを得ない事情により、当社が申込者の安全を確保できない、あるいは留学プログラムの実施に障害がある、又はその恐れがあると判断した場合。

5) その他、当社が不適当と判断した場合。

2.当社の責によらない事由により、前項各号のいずれか 1 つにも該当する事項が契約成立後に判明した場合、当社は留学プログラム契約を解約することができます。この場合、お客様は当社に対し本約款に規定の解約手数料及び解約したことに伴い発生した教育機関が定めるキャンセル料等の費用をご負担いただきます。これに必要な振込・送金にかかる手数料はお客様のご負担といたします。

3.当社の責によらない事由により、本条第 1 項各号のいずれか 1 つにも該当する事項が契約成立後に判明したことにより当初お申込された留学プログラムが変更となった場合、お客様は当社に対し本約款に規定の変更手数料及び変更したことに伴い発生した教育機関が定めるキャンセル料等の費用をご負担いただきます。これに必要な振込・送金にかかる手数料はお客様のご負担といたします。

第 5 条 留学プログラムの範囲

当社は、本約款に基づき、お客様の希望する各種学校またはコースへの入学手続き代行と、入学までの期間並びに留学期間中における学習及び生活に関する相談・アドバイスを行うことを留学プログラムの範囲とします。従って、お客様の希望する留学先への合格、また留学先での課程修了などを請け負うこと、その他留学中あるいは留学終了後にお客様に対して何らかの保証を行うものではありません。万一、留学期間中に、研修期間・コースの種類・宿泊のタイプ等の変更・短縮又は中退を希望する場合は、全てお客様ご自身の責任によるものとし、お客様が一切の手続きを教育機関と行うものとします。

留学プログラムに含まれるものは下記の通りです。

1.留学サポート

1) 入学申請手続き代行

お客様が希望される教育機関の入学申請書の作成・教育機関への提出を代行します。入学申請書の作成途中で、教育機関との連絡・折衝なども行います。

2) 滞在先手配

お客様が希望する場合、当社提携先手配業者を含む教育機関が斡旋する宿泊施設に限り、当社が滞在先申し込み手続きの代行を行います。

3) 入学金/授業料等諸費用(以下、「留学費用」と呼びます)の支払い
留学費用の教育機関への支払い手続きを代行します。ただし、お客様自身が直接教育機関へ支払うことを希望する場合は、この限りではありません。

4) ビザ申請・取得アドバイス又は手続き代行

希望者にはビザ申請及び取得に関するアドバイス並びに手続き代行を行います。ただし、ビザ申請及び取得に関するアドバイス並びに手続き代行はビザの取得を保証するものではありません。また、各国機関が定める規定により、ビザの代理申請・取得ができない場合は、ご希望によりビザ申請に関するアドバイスは行いますが、手続きの代行は行いません。

5) 留学前サポート

当社はお客様に対し、お客様の希望により、お客様が現地生活・学習に係る各種情報を提供するとともに、留学相談を受けアドバイスを提供します。また、教育機関と連絡を取りながら現地での学習を遂行できるよう、お客様の要望を教育機関に事前に提供します。但し、当社から提供する各種情報、アドバイス、並びに事前サポートがお客様の現地での安全を保証するものではありません。

6) 現地滞在サポート

当社はお客様の現地での学習や生活を進めてもらうために、現地滞在中でも電子メール又は音声通信によりお客様との連絡を図りながら、お客様の現地滞在中の学習・生活に関する悩みやご相談に対応します。また現地滞在中でも引き続き教育機関やその他当社提携先手配業者との仲介を行いながら、お客様の悩みやご相談に対応します。但し、当社は、お客様の特定の行動に対して指示又は指導を行うものではなく、お客様

は個人の責任において行動するものとし、当社の現地滞在サポートを受けた後に生じた当社の責によらない各種事故・紛争・法令違反・刑事事件等に関して、当社は一切責任を負いません。また現地での悩みやご相談に当社が応じることにより、教育機関の決断や方針を覆してお客様に有利な結果を導き出したりするものではなく、悩みや問題が全て解決されるものではありません。

2.海外留学生保険(または海外旅行傷害保険)

当社は、留学プログラム契約成立後、現地での病気・傷害等に備え、お客様がより快適にかつ安心して現地での生活を送るために、原則として海外留学生保険(または海外旅行傷害保険)取り扱い会社を紹介し、海外留学生保険の締結をお勧めします。ただし、申し込みはお客様の任意によることとし、保険会社とお客様との間で保険会社の約款に基づき契約するものとします。また、保険料は留学プログラムに含まれていません。なお、現地滞在中に発生した事故その他の災害に関して当社は一切責任を負いません。

3.航空券手配・購入代行

当社では、お客様が希望した場合、航空券の手配・購入を行う旅行代理店からの航空券手配のご案内を行います。当社の責によらない事由で航空券が手配できなかった場合、または航空券等の料金に変更が生じた場合には、当社ではその責任を負いません。航空券のキャンセルに対するキャンセル料、変更等にかかる追加料金等の規則については、手配先の旅行会社の規則に従うものとします。

4.滞在先の手配

滞在先の手配は、原則として当社提携先手配業者を含む教育機関が斡旋する宿泊施設をご案内するものとします。お客様が当社提携先手配業者を含む教育機関が斡旋する宿泊施設を希望されない場合、原則として代替宿泊施設の手配は行いません。

第6条 必要書類

留学プログラム契約に基づく各種手続きに必要な書類・フォームは当社よりご案内します。お客様は、指定された書類・フォームに当社が指定した方法にて、必ず当社指定の期日までに提出するものとします。

第7条 諸費用

留学プログラム契約の成立により、お客様は、当社が以下に規定する留学サポート料、緊急手配料、教育機関に支払う入学金/授業料、その他実費等をお支払いいただきます。

1. 留学サポート料(消費税込)

<留学サポート無料留学プログラム>

・語学留学

私立校・提携先大学/カレッジ付属校

無料

・ワーキングホリデー

私立校・提携先大学/カレッジ付属校

無料

・語学プラス留学

私立校・提携先大学/カレッジ付属校

無料

・18歳未満の未成年生徒対象の留学

33,000円(税込)

※「私立校」とは私立語学学校を指します。

<留学サポート有料留学プログラム>

・非提携の大学/カレッジ付属校への語学研修

33,000円(税込):

※サポート内容は以下を参照

・18歳未満の未成年生徒対象の留学

33,000円(税込)

・公立・私立カレッジ・2年制短大・専門学校・TAFE・ポリテクニク・大学
(院)進学準備コース:

① 33,000円(税込):サポート内容は以下の【サポート内容】を参照

【サポート内容】

- 教育機関の詳細リサーチ・絞込み・選定
- 必要書類準備アドバイス
- 教育機関への願書申請手続き代行
- 英語学習アドバイス
- 海外送金代行
- 留学準備アドバイス
- 滞在先の手配(ホームステイ・学生寮に限ります)
- 願書(エッセー等)作成アドバイス
- 願書提出にあたり教育機関の規約説明
- 入学許可書のお渡し
- 留学生保険加入アドバイス
- 教育機関への相談・質問受付、返答内容の連絡
- 出発前アドバイス
- 現地滞在中の相談・質問対応
- 現地滞在中ご家族からのご伝言受付・ご本人様へ連絡

② 11,000円(税込):以下のサポート内容が対象

- 願書エッセー・パーソナルステイトメント英訳・添削

*ポートフォリオ製作指導は行っておりません

*出願校1校追加につき、11,000円(税込)

- ビザ申請サポート

・大学/大学院直接進学:

① 55,000円(税込):以下のサポート内容が対象

- 教育機関の詳細リサーチ・絞込み・選定
- 必要書類準備アドバイス
- 教育機関への願書申請手続き代行
- 英語学習アドバイス
- 海外送金代行

- 留学準備アドバイス
- 滞在先の手配(ホームステイ・学生寮に限ります)
- 願書(エッセー等)作成アドバイス
- 願書提出にあたり教育機関の規約説明
- 入学許可書のお渡し
- 留学生保険加入アドバイス
- 教育機関への相談・質問受付、返答内容の連絡
- 出発前アドバイス
- 現地滞在中の相談・質問対応
- 現地滞在中ご家族からのご伝言受付・ご本人様へ連絡

② 49,500円(税込):以下のサポート内容が対象

- 願書エッセー・パーソナルステイトメント英訳・添削

*ポートフォリオ製作指導は行っておりません

*出願校1校追加につき、38,500円(税込)

2. 申込金

留学サポート無料留学プログラム契約並びに非提携大学/カレッジ付属校への語学研修については、申込金は必要ありません。但し、非提携大学/カレッジ付属校への語学研修に関する弊社手数料に関しましては、当社が指定する方法で後日お支払い頂くものとします。なお、その他の留学サポート有料留学プログラム契約については、申込金は一律11,000円(税込)とし、お客様は留学プログラムお申込みフォーム(または用紙)の提出後、当社が定めた期日までに当社の指定する口座に支払うものとします。申込金支払に関わる一切の振込み手数料は、お客様が負担するものとします。万一、当社において申込金の支払いが確認できなかった場合、申込みは不成立とし、留学手続の開始はいたしません。

3. 緊急手配料

お客様の申込が、出発予定日から起算して30日以内の場合には、通常の留学手続き代行手数料に加え、当社が定める緊急手配料4,400円をお支払い頂きます。但し、受入先等の都合により手続きができない場合でも、緊急手配料は返金いたしません。

4. 留学費用と海外送金

留学費用の海外送金手段に関しては、お客様は次の2つから選ぶことができますものとして。ただし当社の判断により、どちらかを当社で選んでご案内する場合があります。

1) お客様が自己送金する場合

当社では受入先教育機関等の提示する請求書に従い、お客様に留学費用を請求します。教育機関が指定する口座への一切の振込み手数料はお客様が負担するものとして。また、送金にかかわるトラブル等の責任はお客様が負担するものとし、当社は責任を一切負いません。お客様による自己送金が完了しましたら、必ず送金完了の連絡を当社に行い、送金の証明となる銀行発行の書類のコピーを当社まで送るものとして。但し、教育機関がお客様ご自身による送金を希望しない場合、お客様に代わって下記2)号に基づき、当社が教育機関に送金します。

2) 当社が送金代行する場合

お客様の希望や教育機関の事情により当社が送金を代行する場合、お客様は次の3通り(①・②・③)のいずれかのパターンによる為替レートの適応で送金依頼できるものとして。ただし、通信状況等を考慮し当社の判断により、当社がパターンを選んでご請求額をご提示する場合があります。なお当社規定の為替レート(以下、「為替レート」と呼びます)とは、ご請求書発行日の三菱UFJ銀行TTSレートを利用することとして。為替レートの適応は14時まで振込み確認できたものを対象とし、14時以降の振込み確認については、翌金融機関営業日のTTSレートを適応するものとして。

① 教育機関が書面(またはメール等)で当社に提示する請求額に従い、当社規定の為替レートにもとづいてその請求額を日本円に換算し、海外送金手数料7500円を加算した上で請求書を作成しお客様に提示いたします。ご請求日から1週間以内であれば基本的にご請求日の弊社規定レートをそのまま適応して日本円に換算したご請求額を当社指定の口座に振込みます。適応期限が過ぎお振り込

み確認できない場合は、適応期限の翌営業日の三菱UFJ銀行TTSレートで再度換算し直した御請求書を発行いたします。この再発行したご請求書の為替レート適応期限も1週間とし、お振り込み確認できるまで、この手順を繰り返します。ただし、為替レート適応期限までの間に、±1円の範囲を超えて為替レートが変動した場合には、適応期限を待たずに±1円の範囲を超えた日のレートを適応して御請求書の再発行を行います。この場合も、為替レート適応期限は1週間とし、±1円の範囲を超えれば再度御請求書を発行できるものとして。お客様は当社発行の最新の御請求書を利用してお振込を行うものとして。なお、当社でお振り込みが確認できた日の為替レートと御請求書の為替レートが±1円を超えて異なる場合は、その差額を精算するものとし、不足額については別途お客様に当社の方からご請求をし、余分が出た場合は当社からお客様にご返金するものとして。

② 教育機関が書面(またはメール等)で当社に提示する請求額に従い、御請求書発行日の三菱UFJ銀行TTSレートに3%を乗じたレートで日本円に換算して御請求書を発行します。為替レートの適応期間は1週間としその期間でお振り込み確認できない場合は1週間後に再度三菱UFJ銀行TTSレートに3%を乗じたレートで再計算して御請求書の再発行を行います。お振り込み確認できた場合、お振り込みいただいた日の為替レートで再計算して、その差額をご返金することとし、不足が生じた場合には当社がその不足分をお客様に請求できるものとして。なお、ご返金の際に生じる振込手数料または不足金をお支払頂く際の振込手数料は、お客様が負担するものとして。

③ 事前にお客様のお振込み希望日を確認し、お振込み日を設定しておきます。ご指定のお振込み日になりましたら、その指定日の為替レートに基づき日本円額を計算し、当社ご請求書をメールにてお送りします。お客様はお振込み指定日以内に当社指定の口座にお振込みを完了するものとして。なお、お振込み日を指定した後、お振込み日の変更は可能ですが、お振込み指定日当日のお振込み日の

変更はできないものとして。

5. ビザ申請・取得代行

当社で留学サポート無料プログラム契約を行い、ビザ申請をご希望のお客様にはビザ申請必要書類の作成代行・代理申請を無料で行います。但し以下の場合には別途定めるビザ申請サポート料として11,000円(税込)をお支払頂くものとして。

- イギリス・カナダの語学留学で、教育機関のコース受講が24週間に満たない場合
- 上記以外の国の語学留学で、教育機関のコース受講が12週間に満たない場合
- ワーキングホリデーで教育機関のコース受講が8週間に満たない場合

各国機関が定めるビザ申請費用実費はお客様負担となります。そして、以下に該当する場合は、再サポート料として5,500円(税込)をお支払いいただくものとして。

- ビザ申請後、ビザ申請却下やビザ申請書類再提出要請により再申請むけて、申請用紙を再度作成する場合
- 一旦申請用紙を作成し記入内容について訂正がない旨通知頂いた後に、何らかの理由で再度申請用紙を作成する必要がある場合

ただし、当社によるビザの申請・取得代行はビザの取得を保証するものではありません。また本約款に加え、ビザ申請サポートご利用規約がビザ申請代行サービスに別途適用されるものとして。

6. 当社特別レート適応

当社と提携関係にある教育機関へのお支払を弊社にご依頼いただいた場合に限り(4条2項に相当します)、三菱UFJ銀行TTSレートに対し安く優遇して設定した当社特別レートを適応したうえでご請求いたします。または申し込みされる教育機関により、当社の留学支援金という形で対応させていただく場合もあります。(なお当社特別レートは、通貨ごとに設定し、その内容は当社ウェブサイト記載の内容に従うものとして。)そして、お申し込みされる教育機関によっては、当社特別レートが適応できな

い場合もあります。当社特別レートを適応するに当たり以下の諸条件が付与されるものとします。

1) 諸条件

- 当社に提携先教育機関へのお支払いをご依頼頂いたお客様に限ります
- お客様ご自身が教育機関へ直接お支払いされた場合は当社特別レートの適応はございません
- 当社ご利用アンケート並びに留学後のアンケートにご協力いただくことが前提となります
- 解約等で教育機関から返金が発生する場合は、弊社特別レート適応によりお安くなった差額は当社へお返しいただくようになります(差額相当分の計算は当社の方針に基づきます)

第 8 条 契約の変更

1. 出願後及び現地滞在中、お客様の都合により、出願先の同一教育機関内において、受講コースの変更、留学期間の変更及び日程の変更、宿泊滞在先等の変更がある場合、変更手数料 11,000 円(税込)を申し受けます。留学サポート無料・有料に拘らず、いかなる留学プログラム契約にも適応されることとします。また、**授業料が安いコースへの変更や受講期間の短縮により教育機関から授業料の返金が発生する場合は、変更前の支払済みコース授業料の 25%は返金いたしません。**

2. 出願後及び現地滞在中、出願先の同一教育機関内でコースや滞在先の変更が発生する場合は、当社変更手数料に加えて、留学プログラム契約内容の変更により教育機関の規定に基づいて教育機関から請求される変更手数料、キャンセル料、それに伴う振込・送金手続きにかかる手数料等の実費はお客様のご負担となります。また、教育機関によってはお申込み後の変更は一切できない場合もありますので予めご了承ください。

さい。

3. 留学プログラム契約内容の変更により留学費用の支払が教育機関に追加で発生する場合で、追加費用の送金を当社に委託する場合、第 7 条 4 項 2)の規定が適用されます。

4. 出願後及び現地滞在中、お客様の都合により、教育機関自体の変更を行う場合は、変更前の留学プログラム契約については解約として取り扱うものとします。その場合、第 10 条に規定する解約手数料を別途当社に支払うこととします。留学プログラム契約自体の変更に伴い発生した変更前の教育機関及びその他提携先手配業者が定めるキャンセル料等の費用はお客様のご負担とします。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等もお客様のご負担となります。変更後の留学プログラム契約は、新規の留学プログラム契約として取り扱うものとし、第 7 条に定める諸費用が別途適用されます。

5. 出願後及び現地滞在中、お客様の都合により教育機関自体の変更を行う場合、次の全ての項目に該当する時、変更前の支払済みコース授業料の 25%相当分は返金いたしません。

- 1) 変更前の教育機関から授業料の返金が発生する場合
- 2) 変更先の申込授業料が、変更前の教育機関の支払授業料より安い場合

第 9 条 費用の支払

本約款の第 7 条及び第 8 条に定めた費用の支払いについて、お客様は当社より指定された期日までに当社指定口座へ必要金額を振り込むものとします。一切の振込み手数料はお客様が負担するものとします。当社が、指定期日までに入金を確認できない場合、留学手続きを停止あるいはお客様の希望する出発期日までに留学手続きが完了しない事があります。また、当社の責によらない事由で留学費用の変更が発生した場合、お客様より必要な差額を支払っていただく事もあります。

第 10 条 契約成立後の解約と返金

1. お客様は、留学プログラム契約を解約した場合、当社及び教育機関に留学費用、実費等の支払いを完了している、いないにかかわらず、留学プログラムの進行段階に応じて、当社が以下で規定する解約手数料を当社に支払うものとします。教育機関のキャンセル規定は当社規定と別に存在し、キャンセル料は教育機関の規定に基づくものとします。また教育機関の規定の解釈についても、当社並びにお客様は教育機関が行う規定の解釈に従うものとします。教育機関のなお、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

1) 契約成立日から教育機関出願まで

当社への解約料として 11,000 円(税込)をご請求させていただきます。なお、教育機関からキャンセル料金の請求があった場合は、お客様が負担する事とします。また、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

2) 教育機関へ出願後、またはビザ申請完了後

留学申請手続きにかかる費用で教育機関の規定により取り消しができないものを除いて返金されます。ただし、いかなる場合においても教育機関からキャンセル料の請求があれば、それをお客様が負担する事とします。また**当社への解約料として 44,000 円(税込)をご請求させていただくか、**教育機関からの返金がある場合は、返金額から 44,000 円(税込)を差し引いてご返金させていただきます。その場合の日本円額への換算は、教育機関からの返金を確認できた日の三菱 UFJ 銀行 TTB レートを使用して計算します*。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。またビザ却下の理由により解約に至る場合でも、それまでの提供サービス対価として当規定は適応されるものとします。

*2)-1: 日本円換算時に三菱 UFJ 銀行 TTB レートがご請求の際に適応した TTS レートを上回っている場合は、ご請求の際に適応した TTS レートを基本に当社優遇レート相当分を差し引いて換算することとします。

3) コース開始後

お客様のお申込みコース開始以降、お客様の都合による教育機関の変更、中途退学、中途帰国等の事由により、お客様が留学プログラムの実施を中断した場合、当社は、お客様より既にお支払い頂いた申込金・留学サポート料・緊急手配料をお客様に返金することはいたしません。尚、留学費用の返金については教育機関の規定によるものとしますが、**教育機関から返金がある場合は、ご返金額のうち当初お申込みされた授業料に対してお支払された授業料の 25%を除く費用のみご返金します。**その場合の日本円額への換算は、教育機関からの返金を確認できた日の三菱 UFJ 銀行 TTB レートを使用し計算します*。なお、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

*3)-1: 日本円換算時に三菱 UFJ 銀行 TTB レートがご請求の際に適応した TTS レートを上回っている場合は、ご請求の際に適応した TTS レートを基本に当社優遇レート相当分を差し引いて換算することとします。

2. 留学プログラム契約の解約をするとき、当社は本約款に基づき返金の手続きを行います。お客様への返金に伴う送金手数料はお客様が負担する事とし、返金金額から相殺するものとします。また、前項規定の解約手数料とは別に教育機関などが規定するキャンセル料金等や、解約による損失が発生する場合はお客様がそれを負担するものとします。また、振込・送金手続きにかかる手数料等はお客様の負担とします。

3. ビザ申請取得代行のお申込み後、ビザ審査・申請料金をお支払い頂いた日以降のビザ審査・申請料金の変更・取り消しは、各国政府機関の規定によるものとします。

第 11 条 当社からの解約

1. お客様に次に定める事由が一つでも生じた場合、当社は催告の上、本約款に基づく留学プログラム契約を解約することができるものとします。

(1)お客様が当社指定の期日までに第 6 条に定める必要書類の提出をしない場合。

(2)お客様が当社指定の期日までに第 7 条並びに第 8 条に定める諸費用の支払いを行わない場合。

(3)お客様の所在が不明、もしくは 1 ヶ月以上にわたり連絡が取れない場合。

(4)お客様が当社に提出したお客様に関する情報内容に、虚偽または重大な遺漏が認められた場合。

(5)お客様が本約款に違反した場合。

(6)お客様が留学プログラム契約を維持しがたい不信行為を行った場合。

(7)留学プログラム契約成立後において、本約款第 4 条の各項に定める事由のうち一つにでも該当する場合。

(8)その他当社がやむを得ない事由があると判断した場合。

2. 前項に基づき、当社が本約款に基づく留学プログラム契約を解約する場合、お客様が既に当社に支払済みの留学費用等のお客様への返金は一切いたしません。また、解約によって生じる各キャンセル料金などの費用および損失は、お客様が負担するものとし、当社より別途請求します。

第 12 条 当社の責任範囲

1. 留学、インターンシップ、ボランティア、ホームステイや寮などの宿泊滞在先の内容は、教育機関、インターンシップ先、ボランティア先、宿泊滞在先、提携先業者等が独自に企画又は運営し提供するものであり、当社が自らのサービスとして提供するものではありません。当社は、本約款に基づき留学プログラム契約で定められた各種サービスを提供するのみであり、留学先、インターンシップ先、ボランティア先、宿泊滞在先等の内容を保証するものではありません。

2. **ホームステイ先・学生寮・学生シェアハウス(以下、「滞在先」といいます)に関しては、当社は教育機関が選定したホームステイ家族や**

滞在先施設をご紹介するのみであり、滞在先家族や滞在先施設に関する以下の内容を保証することはできません。また以下の内容に

ついて、ご希望に沿わないといった理由などにより発生する変更にかかる一切の費用は当社では負担いたしません。そして滞在先に関わるいかなるトラブルについても当社は一切責任を負いません。

◇ 性格・習慣・人種・出身国・提供サービス・家族構成・立地場所・立地場所周辺の環境・設備など滞在先家族や、部屋の間取り・滞在先の設備など滞在先施設にまつわる一切の内容

3. 当社は、本約款に基づいて、お客様の希望する留学先に対する申込手続きの代行、情報提供、カウンセリング等のサービスを提供するのみであり、留学先への入学又は課程の修了、インターンシップ先への就職、資格取得、留学後の就職等を保証するものではありません。

4. 当社は、本約款に基づいてお客様の希望するホームステイ先、ボランティア先等の宿泊滞在先についての情報提供、紹介、手続代行等のサービスを提供するのみであり、宿泊滞在先の質、内容等を保証するものではありません。

5. 当社は、本約款に基づいて出発前サービスとしてビザの最新情報をお客様に提供するなどビザの申請方法に関するサービスを行う場合がございますが、ビザの発給の可否については大使館等の判断によるものであり、当社は何らの責任を負うものではなく、またビザが発給されること保証するものではありません。

第 13 条 免責事項

1. 当社は、以下の事由による留学プログラムの変更、解約又は不能によりお客様に生じた損害につき、一先責任を負いません。また、申込金、留学サポート料、緊急手配料、留学費用、変更手数料等、お客様が既に

当社にお支払い頂いた費用についても一切返金いたしません。なお、以下の事由により留学プログラムが変更または解約となった場合においても、本約款所定の変更・解約手数料が発生しますので、予めご了承ください。

ただし、(1)～(3)に該当する場合は、当社が留学可能な方法を検討し、変更・解約手数料の発生なしに引き続きカウンセリング及び手続き代行をさせていただきます。

(1)教育機関、コースなどが既に定員を満たしている、お客様の入学が不可能である場合。

(2)希望滞施設が既に定員を満たしている、お客様の入居が不可能である場合。

(3)通信もしくは現地機関の事由により、入学許可証が希望入学期日までに届かずお客様が出発不可能な場合。

(4)教育機関の事由によるコース内容の変更がある場合。

(5)大使館、移民局等の都合、法改正等当社の責によらない事由でパスポートおよびビザなどの取得に時間がかかり、希望出発時期に間に合わない場合。

(6)お客様の書類不備等、当社の責によらない事由により渡航先国で入国拒否をされた場合。

(7)当社の管理できない事故、天災地変、戦乱、争議、暴動、テロ行為、ストライキ、盗難、疾病、陸海空における不慮の事故及び予測できない社会問題、その他不可抗力による事由の場合。

(8)教育機関への提出書類または、自己手配による航空チケットをお客様が期日までに準備できなかった場合。

2. 渡航後はお客様個人の責任において行動するものとし、法令、公序良俗もしくは現地機関または滞在先の規則等に違反した場合の責任、損害等はお客様個人の負担となり、当社は一切責任を負いません。留学中のスポーツや交通事故等による不慮の事故はお客様本人の責となり、また、特定のスポーツを行うにあたり保険の特約が必要な場合は、本人の責において加入手続きを行っていただきます。

第14条 損害負担

お客様が、当社の責によらない事由により何らかの損害を被った際、当社はその責任を負いません。

第15条 守秘義務

当社は、お客様の同意の下に得た個人データ等の守秘されるべき情報は、個人情報保護法に基づき留学プログラム手続の目的以外では一切他に漏らしません。

第16条 個人情報の取扱について

当社は、個人情報保護法に基づき、プライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)においてお客様の個人情報の取得および利用、利用目的、第三者提供、管理、照会、開示、変更、削除等について以下の通り取り扱います。

(1) 個人情報の取得および利用について

当社は、適法かつ公正な手段によって個人情報を取得し、以下に記す利用目的の範囲内で業務の遂行上必要な限りにおいて利用いたします。当社は、個人情報を第三者との間で共同利用し、または個人情報の取扱いを第三者に委託する場合には、当該第三者につき厳重な調査を行った上、秘密を保持させる為に適正な監督を行います。

(2) 個人情報の利用目的について

留学相談、申込、留学プログラムおよびサービスをご利用いただく際、お客様の名前、年齢、生年月日、住所、電子メールアドレス、電話番号、ファクシミリ番号、職業、勤務先または身分証明書等の各個人情報の提供をお願いする場合があります。これらは、希望される留学プログラムやサービスを当社が提供する際に必要となる情報です。また、お申込された際には、教育機関への入学手続き上必要となる日本でのお

お客様の最終学業成績、健康診断書、財政証明書等の提出をお願いする場合があります。さらに運送・宿泊施設等の提供するサービスの手配、およびそれらのサービスを受領する為の手続きに必要な範囲内で利用します。いずれの場合も、必要最低限の事項を除き、お客様自身が情報の提供を選択できるものであり、お客様の個人情報を当社へ提供いただくか否かについては、お客様に判断して頂きます。その他、当社では、よりよい留学プログラムの開発の為にマーケット分析やアンケート調査、そして当社のサービスのご案内等をお客様にお届けする為、あるいは、留学帰国後のご意見やご感想の提供をお願いするなど、お客様の個人情報を利用させていただく場合があります。なお、お客様から提供いただけない個人情報の内容によっては、当社のサービスをご利用いただけない場合がありますので、予めご了承ください。

(3) 個人情報の第三者提供について

当社は、法令に定める場合を除き、事前にお客様の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供いたしません。

(4) 個人情報の管理について

当社は、個人情報の正確性を保ち、これを安全に管理します。個人情報の紛失、破壊、改ざん、毀損、および漏洩などを防止するため、不正アクセス、コンピューターウイルス等に対する適切な情報セキュリティ対策を講じ、合理的な範囲内で適切な安全対策を講じます。また当社は、個人情報を持ち出し、外部への送信等による漏洩を防止します。提供頂いた個人情報の内容を、お客様の同意を得ずして変更することを行わず、お客様からご提供頂いた情報の処理を外部企業に委託する場合も同様です。

(5) 個人情報の照会・開示・変更・削除等について

当社は、お客様が自己の個人情報について、照会・開示・変更・削除等を求める権利を有していることを認識し、これらの要求がある場合は、異議なく速やかに対応します。その際は、個人情報の提供者本人であることを確認させていただきます。なお、要望に従って個人情報を変更、削除等した場合は、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合がありますので、予めご了承ください。

(6) 個人情報保護管理者

当社が個人情報管理者となります。

トランスリエゾン株式会社
代表取締役社長 堀江晴香
連絡先:082-275-5199

第 17 条 発行期日

本約款は、2016 年 10 月 20 日以降に申し込まれる契約に適用されます。

2023 年 5 月 24 日第十回改訂